

<h1>名古屋市公報</h1>	令和 2年 7月29日	第63号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人	

目次	ページ
条 例	
○ 名古屋市市税条例等の一部を改正する条例 (財政・税制課) (第58号)	6
○ 名古屋市保健衛生関係手数料条例の一部を改正する条例 (健福・総務課) (第59号)	10
○ 名古屋市瑞穂公園条例の一部を改正する条例 (ス市・スポーツ施設室) (第60号)	11
規 則	
○ 名古屋市地域療育センター条例施行細則の一部を改正する規則 (子青・総務課) (第100号)	14
告 示	
○ 身体障害者福祉法による医師の指定 (健福・障害企画課) (第451号)	15
○ 身体障害者福祉法による医師の指定辞退 (健福・障害企画課) (第452号)	19
○ 名古屋市中志段味特定土地区画整理組合の理事の退任の届出 (住都・市街地整備課) (第453号)	22
教 育 委 員 会 規 則	
○ 名古屋市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則 (第17号)	23
○ 名古屋市入学準備金条例施行規則の一部を改正する規則 (第18号)	24
○ 名古屋市奨学金規則を廃止する規則附則第 2項及び第 3項の規定によりなおその効力を有するものとされた同規則の規定による廃止前の名古屋市奨学金規則の一部を改正する規則 (第19号)	26
交 通 局 管 理 規 程	
○ 乗合自動車乗車料条例施行規程等の一部改正 (第19号)	28
公 告	
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告 (経済・地域商業課)	30
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告 (経済・地域商業課)	32
雑 報	
○ 職員の懲戒処分	35

条 例 の あ ら ま し

○ 名古屋市市税条例等の一部を改正する条例（第58号）

1 改正内容

地方税法（昭和25年法律第 226号）等の一部改正に伴い、規定の整備を行います。

(1) 個人の市民税

未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直しが講じられたことに伴い、規定の整備を行います。（名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号。以下「市税条例」といいます。）第13条及び第19条並びに名古屋市市税減免条例（平成20年名古屋市条例第37号。以下「減免条例」といいます。）第 2 条関係）

(2) 法人の市民税

ア 連結納税制度を抜本的に見直し、グループ通算制度へ移行されたことに伴い、規定の整備を行います。（市税条例第17条の 2及び減免条例第 4条から第 6条関係）

イ 敷地分割組合が公益法人等とされたことに伴い、課税免除に係る規定の整備を行います。（減免条例第 4条関係）

(3) 固定資産税関係

ア 登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がなされるまでの間における現所有者に対し、必要な事項を申告させることができる制度が創設されたことに伴い、規定の整備を行います。（市税条例第46条の 3及び第49条関係）

イ 条例で定めることとされている固定資産税の特例の割合に関する規定の整備を行います。（市税条例附則第14条の 6 関係）

(4) その他

規定の整理を行います。（市税条例附則第16条の 2の 2及び税外収入の延滞金の徴収に関する条例（昭和39年名古屋市条例第 3号）附則第 7 項関係）

2 施行期日

- (1) 公布の日から施行します。（市税条例附則第14条の 6及び第16条の 2の 2関係）
- (2) 令和 2年12月 1日から施行します。（市税条例第46条の 3及び第49条関係）
- (3) 令和 3年 1月 1日から施行します。（市税条例第13条、第19条及び附則第14条の 6、減免条例第 2条並びに税外収入の延滞金の徴収に関する条例附則第 7項関係）
- (4) 令和 4年 4月 1日から施行します。（市税条例第17条の 2及び減免条例第 4条から第 6条関係）
- (5) マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和 2年法律第62号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行します。（減免条例第 4条関係）

○ 名古屋市保健衛生関係手数料条例の一部を改正する条例（第59号）

1 改正内容

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第 145号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第 2条関係）

2 施行期日

令和 2年 9月 1日から施行します。

○ 名古屋市瑞穂公園条例の一部を改正する条例（第60号）

1 改正内容

- (1) 瑞穂公園において、必要があると認めるときは、当該施設の設置状況等に鑑み、選定基準を満たす者のうちから指定しようとするものを選定することができるように、規定の整備を行います。（第11条関係）
- (2) 瑞穂公園において、名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第 15号）第 4条第 1項又は第 3項の許可に係る使用料及び第 9条の 2の規定による許可に係る使用料を利用料金とするため、規定の整備を行いま

す。(第 4条、第 5条、第 6条の 2、第13条、別表第 1及び別表第 2関係)

(3) その他規定の整理を行います。(第 3条関係)

2 施行期日

令和 5年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、公布の日から施行します。

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市地域療育センター条例施行細則の一部改正について (第 100号)

1 改正内容

地方税法 (昭和25年法律第 226号) の一部改正に伴い、規定の整理を行います。(第 6条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

教 育 委 員 会 規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則 (第17号)

1 改正内容

奨学金の受給資格について、規定の整備を行います。(附則関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

○ 名古屋市入学準備金条例施行規則の一部を改正する規則 (第18号)

1 改正内容

名古屋市入学準備金条例 (平成16年名古屋市条例第11号) の一部改正に伴い、規定の整理を行います。(第 6号様式関係)

2 施行期日

令和 2年 8月 1日から施行します。

- 名古屋市奨学金規則を廃止する規則附則第 2項及び第 3項の規定によりなおその効力を有するものとされた同規則の規定による廃止前の名古屋市奨学金規則の一部を改正する規則（第19号）

1 改正内容

奨学金の延滞利息の割合について規定の整備を行います。（第 6 条関係）

2 施行期日

令和 2年 8月 1日から施行します。

名古屋市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 7 月 20 日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第58号

名古屋市市税条例等の一部を改正する条例

(名古屋市市税条例の一部改正)

第 1 条 名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第13条第 2 項中「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に改める。

第17条の 2 第 1 項中「又は個別帰属法人税額」及び「又は各連結事業年度分」を削り、同条第 2 項中「から第 3 号まで」を「及び第 2 号」に改め、同条第 3 項中「又は個別帰属法人税額」を削り、同条第 4 項中「又は連結法人税額の課税標準の算定期間」及び「又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間」を削り、同条第 6 項中「第 4 条の 7」を「第 4 条の 3」に改める。

第19条第 1 項第 1 号中「第 314 条の 2 第 5 項」を「第 314 条の 2 第 4 項」に改める。

第46条の 2 の次に次の 1 条を加える。

第46条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び第49条において同じ。）は、当該現所有者の住所及び氏名又は名称その他必要な事項を記載した申告書を現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに市長に提出しなければならない。

第49条中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が第46条の3の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

附則第14条の6に次の1項を加える。

20 法附則第62条に規定する条例で定める割合は、0とする。

附則第16条の2の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

第2条 名古屋市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第14条の6第20項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

（名古屋市市税減免条例の一部改正）

第3条 名古屋市市税減免条例（平成20年名古屋市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第4条第1項第2号中「及びマンション敷地売却組合」を「、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合」に改め、同条第2項中「第312条第3項第4号」を「第312条第3項第3号」に改める。

第5条第2項中「第312条第3項第4号」を「第312条第3項第3号」に、「法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人」を「法人税法第71条第1項ただし書の規定により同項の規定による法人税に係る申告書を提出することを要しないこととされた法人」に、「連結事業年度の開始の日から6月の期間とし、同条第4項の規定により申告する場合には、連結法人税額の課税標準の算定期間」を「同項の期間」に改める。

第6条中「によって」を「により」に改め、同条第2号中「又は連結事業年度」を削る。

（税外収入の延滞金の徴収に関する条例の一部改正）

第4条 税外収入の延滞金の徴収に関する条例（昭和39年名古屋市条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「特例基準割合（）」を「延滞金特例基準割合（）」に、「特例基準割合を」を「延滞金特例基準割合を」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中名古屋市市税条例第46条の2の次に1条を加える改正規定及び同条例第49条の改正規定並びに附則第4条の規定 令和2年12月1日
- (2) 第1条中名古屋市市税条例第13条第2項及び第19条第1項第1号の改正規定、第2条の規定、第3条中名古屋市市税減免条例第2条第1項第5号の改正規定並びに第4条の規定並びに次条及び附則第5条の規定 令和3年1月1日
- (3) 第1条中名古屋市市税条例第17条の2の改正規定並びに第3条中名古屋市市税減免条例第4条第2項、第5条第2項及び第6条第2号の改正規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和4年4月1日
- (4) 第3条中名古屋市市税減免条例第4条第1項第2号の改正規定及び附則第3条第3項の規定 マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第62号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日
（個人の市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の名古屋市市税条例（以下「新条例」という。）第13条第2項及び第19条第1項第1号並びに第3条の規定による改正後の名古屋市市税減免条例（以下「新減免条例」という。）第2条第1項第5号の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（法人の市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第17条の2並びに新減免条例第4条第2項、第5条第2項及び

第 6 条第 2 号の規定は、附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）第 3 条の規定による改正前の法人税法（昭和 40 年法律第 34 号。以下「旧法人税法」という。）第 2 条第 12 号の 7 に規定する連結子法人（以下「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（旧法人税法第 15 条の 2 第 1 項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。）が同日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。

2 附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度（旧法人税法第 15 条の 2 第 1 項に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、第 1 条の規定による改正前の名古屋市市税条例第 17 条の 2 並びに第 3 条の規定による改正前の名古屋市市税減免条例第 4 条第 2 項、第 5 条第 2 項及び第 6 条第 2 号の規定は、なおその効力を有する。

3 新減免条例第 4 条第 1 項第 2 号の規定は、附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の市民税の課税免除及び同日以後に終了する連結事業年度分の法人の市民税の課税免除について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第 4 条 新条例第 46 条の 3 の規定は、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日以後に、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 384 条の 3 に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

（延滞金に関する経過措置）

第 5 条 第 4 条の規定による改正後の税外収入の延滞金の徴収に関する条例の規定は、附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

名古屋市保健衛生関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2年 7月21日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第59号

名古屋市保健衛生関係手数料条例の一部を改正する条例

名古屋市保健衛生関係手数料条例（平成12年名古屋市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第 2条第 1項第17号の 9中「第14条第 9項」を「第14条第13項」に改める。

附 則

この条例は、令和 2年 9月 1日から施行する。

名古屋市瑞穂公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 7 月 22 日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第60号

名古屋市瑞穂公園条例の一部を改正する条例

名古屋市瑞穂公園条例（昭和59年名古屋市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「許可」の次に「（以下「使用の許可」という。）」を加え、同条第 3 項中「第 1 項」を「使用」に改める。

第 4 条第 1 項中「使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その使用に係る料金（以下「利用料金」という。）」を「第 9 条の 2 又は都市公園条例第 4 条第 1 項若しくは第 3 項の許可を受けた者は、都市公園条例第 12 条第 1 項の規定にかかわらず、当該許可を受けた行為に係る料金」に改め、同条中第 4 項を第 5 項とし、同条第 3 項中「別表第 3」を「別表第 5」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「使用者は、利用料金」を「第 1 項の者及び使用者は、前 2 項の料金（以下「利用料金」という。）」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その使用に係る料

金を前項の指定管理者に納付しなければならない。

第5条第1項中「前条第3項」を「前条第4項」に改める。

第6条の2第1項中「第4条第1項」を「第4条第2項」に改め、同条第2項中「別表第4」を「別表第6」に改める。

第11条第1項に次のただし書を加える。

ただし、市長は、必要があると認めるときは、瑞穂公園施設の設置の状況等に鑑み、第3項各号に掲げる選定基準を満たす者のうちから指定しようとするものを選定することができる。

第13条第3号中「瑞穂運動場の」を「第9条の2若しくは都市公園条例第4条第1項若しくは第3項の許可又は」に改める。

別表第4を別表第6とし、別表第1から別表第3までを2表ずつ繰り下げ、附則の次に次の2表を加える。

別表第1

区 分	利 用 料 金 の 基 準 額
貼り紙、貼り札その他の方法（附属設備による場合を除く。）によって広告を表示する場合	1平方メートル1日につき 140円
備考 利用料金の額の基礎となる面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、当該面積が1平方メートル未満であるときは、これを1平方メートルとする。	

別表第2

区 分	利 用 料 金 の 基 準 額
1 業として写真撮影を行う場合	1人1日につき 1,300円
2 業として映画撮影を行う場合	1件1日につき 15,000円
3 興行を行う場合	1件1日につき 325,000円
4 競技会、展示会、博覧会その他これに類する行事を行う場合	
(1) 営利を目的とする場合	1平方メートル1日につき 65円
(2) その他の場合	1平方メートル1日につき 8円
備考 利用料金の額の基礎となる面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、当該面積が1平方メートル未満であるときは、これを1平方メートルとする。	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第11条第1項にただし書を加える改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の名古屋市瑞穂公園条例の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続は、施行日前においても行うことができる。
- 3 この条例の施行の際現に行為の許可を受けている者の使用料の額については、なお従前の例による。

名古屋市地域療育センター条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2年 7月21日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第 100号

名古屋市地域療育センター条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市地域療育センター条例施行細則（平成 5年名古屋市規則第63号）の一部を次のように改正する。

第 6条第 1項の表 3の項中「附則第 5条の 4の 2第 6項」を「附則第 5条の 4の 2第 5項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市告示第 451号

身体障害者福祉法による医師の指定

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第 1項に規定する医師を次のとおり指定しました。

令和 2年 7月20日

名古屋市長 河 村 たかし

主 な 診 断 場 所	医 師 氏 名	診 断 障 害 名	指定年月日
愛知県がんセンター (千種区)	寺田 星乃	音声・言語、そしゃくの機能障害	令和 2年 7月 1日
愛知県がんセンター (千種区)	澤部 倫	音声・言語、そしゃくの機能障害	
ちくさ病院 (千種区)	佐藤 太一	ぼうこう直腸の機能障害	
しらい眼科 (千種区)	白井 美恵子	視覚障害	
AOI名古屋病院 (東区)	荒木 勇一朗	呼吸器の機能障害	
もくれんクリニック (東区)	稲垣 智則	肢体不自由	
名古屋市立西部医療センター (北区)	山田 智広	心臓の機能障害	
上飯田リハビリテーション	金森 哲子	音声・言語、そしゃ	

病院 (北区)		くの機能障害
名鉄病院 (西区)	小川 高生	聴覚、平衡、音声・ 言語、そしゃくの機 能障害
名鉄病院 (西区)	西村 邦宏	聴覚、平衡、音声・ 言語、そしゃくの機 能障害
愛知県済生会リハビリテー ション病院 (西区)	蟹江 健介	肢体不自由、平衡、 音声・言語、そしゃ くの機能障害
名古屋第一赤十字病院 (中村区)	渡邊 智治	じん臓の機能障害
名古屋第一赤十字病院 (中村区)	祖父江 康司	肢体不自由
名古屋ビルヂング眼科 (中村区)	水谷 貴宏	視覚障害
名古屋医療センター (中区)	岩瀬 弘明	肝臓の機能障害
名城病院 (中区)	岩沢 太司	肢体不自由
名城病院 (中区)	河西 宏	心臓の機能障害
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	深谷 昌秀	音声・言語、そしゃ くの機能障害
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	小林 万純	聴覚、音声・言語の 機能障害
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	小倉 淳司	ぼうこう直腸の機能 障害

名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	松川 宜久	ぼうこう直腸の機能 障害
名古屋第二赤十字病院 (昭和区)	樋口 善俊	肢体不自由
聖霊病院 (昭和区)	後藤 麻友子	免疫の機能障害
名古屋市立大学病院 (瑞穂区)	濱野 高行	じん臓の機能障害
名古屋市立大学病院 (瑞穂区)	竹本 直樹	聴覚、平衡、音声・ 言語、そしゃくの機 能障害
名古屋市立大学病院 (瑞穂区)	南方 寿哉	聴覚、平衡、音声・ 言語の機能障害
名古屋市立大学病院 (瑞穂区)	杉山 喜一	聴覚、平衡、音声・ 言語、そしゃくの機 能障害
名古屋市立大学病院 (瑞穂区)	飯田 真介	免疫の機能障害
藤田医科大学ばんだね病院 (中川区)	北川 章充	じん臓の機能障害
名古屋掖済会病院 (中川区)	増子 雄二	心臓の機能障害
名古屋掖済会病院 (中川区)	伊藤 正則	心臓の機能障害
名古屋掖済会病院 (中川区)	熊谷 寛明	肢体不自由
名古屋掖済会病院 (中川区)	加藤 祐一郎	ぼうこう直腸、小腸 の機能障害
名古屋西病院	土方 寿聡	呼吸器の機能障害

(中川区)		
名古屋西病院 (中川区)	長谷川 正樹	肢体不自由
まつかけシニアホスピタル (中川区)	井上 繁雄	肢体不自由
中部労災病院 (港区)	笠井 健広	肢体不自由
中京病院 (南区)	福島 昌浩	聴覚、平衡、音声・ 言語、そしゃくの機 能障害
中京病院 (南区)	辻 克和	ぼうこう直腸の機能 障害
中京病院 (南区)	徳永 晴策	肢体不自由
大同病院 (南区)	渡会 雅也	免疫の機能障害
小松病院 (南区)	吉川 慶	肢体不自由
しばたファミリークリニッ ク (南区)	山田 治	肢体不自由
守山整形外科クリニック (守山区)	後藤 悠助	肢体不自由
名古屋市立緑市民病院 (緑区)	古澤 淳	ぼうこう直腸の機能 障害
八事病院 (天白区)	石田 義人	肢体不自由

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

名古屋市告示第 452号

身体障害者福祉法による医師の指定辞退

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第 3条第 2項の規定に基づき、次のように身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第 1項に規定する医師の指定を辞退する旨の申出がありました。

令和 2年 7月20日

名古屋市長 河 村 たかし

主 な 診 断 場 所	医 師 氏 名	診 断 障 害 別
名古屋ハートセンター (東区)	落海 祐介	心臓の機能障害
もくれんクリニック (東区)	梅村 敬治郎	肢体不自由
MIWA内科胃腸科CLINIC葵 (東区)	中野 聡	肝臓の機能障害
総合上飯田第一病院 (北区)	名倉 崇弘	肢体不自由
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	椰野 正人	
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	若林 俊彦	肢体不自由
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	石黒 直樹	肢体不自由
名古屋大学医学部附属病院	浦川 浩	肢体不自由

(昭和区)		
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	川口 晃司	呼吸器の機能障害
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	筒山 将之	ぼうこう直腸の機能障害
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	神村 豊	じん臓の機能障害
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	藤本 保志	聴覚、平衡、音声・言語、そしゃくの機能障害
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	小島 博	じん臓の機能障害
名古屋市立大学病院 (瑞穂区)	三原 丈直	聴覚障害
名古屋市立大学病院 (瑞穂区)	鈴木 克也	視覚障害
名古屋市立大学病院 (瑞穂区)	矢野 智紀	呼吸器の機能障害
名古屋市立大学病院 (瑞穂区)	植村 明嘉	視覚障害
名古屋市立大学病院 (瑞穂区)	藤幡 士郎	ぼうこう直腸の機能障害
名古屋掖済会病院 (中川区)	渡邊 健太郎	肢体不自由
藤田医科大学ばんだね病院 (中川区)	乾 和郎	肝臓の機能障害
藤田医科大学ばんだね病院 (中川区)	横江 優貴	じん臓の機能障害
藤田医科大学ばんだね病院 (中川区)	前川 道隆	じん臓の機能障害

藤田医科大学ばんだね病院 (中川区)	三戸 一晃	肢体不自由
中京病院 (南区)	津久井 丹	聴覚、平衡、音声・言語、そしゃくの機能障害
東名古屋病院 (名東区)	加藤 俊之	ぼうこう直腸、小腸の機能障害
すぎやま病院 (名東区)	杉山 正憲	肢体不自由、じん臓の機能障害
すぎやま病院 (名東区)	加藤 秀幸	ぼうこう直腸の機能障害
すぎやま病院 (名東区)	島田 裕子	じん臓の機能障害

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

名古屋市告示第 453号

名古屋市中志段味特定土地区画整理組合の理事の退任の届出

土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第29条第 1 項の規定により、名古屋市中志段味特定土地区画整理組合から次の理事の退任の届出がありました。

令和 2年 7月22日

名古屋市長 河 村 たかし

氏 名	住 所
水 野 廣 二	名古屋市守山区大字中志段味字西原2760番地

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 7 月 20 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第17号

名古屋市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則

名古屋市奨学金条例施行規則（平成29年名古屋市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第 2 項に見出しとして「（経過措置）」を付し、同項の表中「平成32年度」を「令和 2 年度」に改め、附則に次の 1 項を加える。

（令和 2 年度における受給資格の特例）

- 3 奨学金の支給を受けようとする者であって、その保護者等の令和 2 年における収入が著しく減少した者のうち委員会が別に定める者については、令和 2 年度に限り、第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、条例第 3 条第 4 号に規定する要件を備えている者とみなす。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市入学準備金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 7 月 20 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第18号

名古屋市入学準備金条例施行規則の一部を改正する規則

名古屋市入学準備金条例施行規則（平成16年名古屋市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第6号様式中「年5%」を「年3%」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和2年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に名古屋市入学準備金条例の一部を改正する条例（令和2年名古屋市条例第56号）附則第2項の規定により従前の例によることとされる延滞利息の支払をする義務を負っている借受者に関する名古屋市入学準備金条例施行規則第6号様式の規定の適用については、同様式中「年3%」とあるのは、「年3%（令和2年8月1日前の期間に対応するものに

については、年5%)」とする。

名古屋市奨学金規則を廃止する規則附則第 2 項及び第 3 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同規則の規定による廃止前の名古屋市奨学金規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 7 月 20 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第19号

名古屋市奨学金規則を廃止する規則附則第 2 項及び第 3 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同規則の規定による廃止前の名古屋市奨学金規則の一部を改正する規則

名古屋市奨学金規則を廃止する規則附則第 2 項及び第 3 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同規則の規定による廃止前の名古屋市奨学金規則（昭和37年名古屋市教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「年 5 パーセント」を「年 3 パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 2 年 8 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市奨学金規則を廃止する規則附則第 2 項及び第 3 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同規則の規定による廃止前の名古屋市奨学金規則の規定は、延滞利息のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、施行日前の期間に対応するものについては、

なお従前の例による。

名古屋市交通局管理規程第19号

乗合自動車乗車料条例施行規程等の一部を次のように改正する。

令和2年7月20日

名古屋市交通局長 河野和彦

(乗合自動車乗車料条例施行規程の一部改正)

第1条 乗合自動車乗車料条例施行規程(昭和28年名古屋市交通局管理規程第35号)の一部を次のように改正する。

第31条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 非常変災その他の緊急の事態が発生した場合においては、前2項の規定にかかわらず特別の措置をとることができる。

(高速電車乗車料条例施行規程の一部改正)

第2条 高速電車乗車料条例施行規程(昭和54年名古屋市交通局管理規程第13号)の一部を次のように改正する。

第92条の次に次の1条を加える。

(非常変災その他の緊急の事態が発生した場合の取扱い)

第92条の2 非常変災その他の緊急の事態が発生した場合においては、第86条から前条までの規定にかかわらず特別の措置をとることができる。

(連絡運輸規程の一部改正)

第3条 連絡運輸規程(昭和54年名古屋市交通局管理規程第14号)の一部を次のように改正する。

第32条第1項第1号中「及び第90条」を「、第90条及び第92条の2」に改める。

(割引連絡定期券等の料金等を定める規程の一部改正)

第4条 割引連絡定期券等の料金等を定める規程(昭和49年名古屋市交通局管理規程第15号)の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の1条を加える。

(非常変災その他の緊急の事態が発生した場合の取扱い)

第8条の2 非常変災その他の緊急の事態が発生した場合には、第5条から前条までの規定にかかわらず特別の措置をとることができる。

附 則

この規程は、発布の日から施行する。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和2年7月22日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

松坂屋・エンゼルビル・栄ガスビル
名古屋市中区栄三丁目1601番 ほか24筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏名	住 所	名 称	代表者の氏名	住 所
(株)大丸松坂屋百貨店	代表取締役 好本 達也	東京都江東区木場二丁目18番11号	変更なし	代表取締役 澤田 太郎	変更なし

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名 称	代表者の氏名	住 所	名 称	代表者の氏名	住 所	
1	(株)大丸松坂屋百貨店	代表取締役 好本 達也	東京都江東区木場二丁目18番11号	変更なし	代表取締役 澤田 太郎	変更なし	令和2年5月28日
2	(株)ティポア	代表取締役 新井 庸介	岐阜県岐阜市雨踊町20番地 2	—	—	—	令和2年1月20日

3 変更の日

- (1) 設置者については、令和 2年 5月28日
- (2) 小売業者については、2(2)で既述

4 変更した理由

- (1) 設置者については、代表者変更のため
- (2) No. 1の小売業者については、代表者変更のため
- (3) No. 2の小売業者については、退店のため

5 届出の日

令和 2年 7月 2日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年 7月22日から同年11月24日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 2年11月24日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 2年 7月22日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

松坂屋・エンゼルビル・栄ガスビル

名古屋市中区栄三丁目1601番 ほか24筆

2 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場	実効収容台数		収容台数	
	変更前	変更後	変更前	変更後
ハセガワパーキング	5台	—	62台	—
ナディアパーク地下駐車場	80台	85台	440台	変更なし
その他駐車場	1,054台	変更なし	6,291台	変更なし
計	1,139台	変更なし	6,793台	6,731台

届出上の駐車場の収容台数は実効収容台数であり、駐車場の位置については縦覧によります。

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
ハセガワパーキング	午前 7時30分から 午後10時20分まで	—

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	出入口の数	
	変更前	変更後

ハセガワパーキング	1箇所	—
その他駐車場	53箇所	変更なし
計	54箇所	53箇所

出入口の位置については、縦覧によります。

3 変更の日

令和 2年 7月20日

4 変更しようとする理由

一部契約駐車場の閉鎖に伴う駐車場の見直しのため

5 届出の日

令和 2年 7月 2日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

中区役所情報コーナー及び東区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年 7月22日から同年11月24日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 2年11月24日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261号）の規定により、次の者を令和 2年 7月21日懲戒処分に付した。

令和 2年 7月21日

名古屋市上下水道局長 飯田 貢

所属及び補職名	処分の内容	処分理由
上下水道局主事	免職	地方公務員法第29条第 1項第 1号及び第 3号